

事業計画書

(令和 8 年 5 月 ～ 令和 9 年 4 月)

1. 事業実施の方針

住宅確保要配慮者へ、賃貸住宅への円滑な入居の促進(病院・各サービス事業所の相談員、役所と連携し住居の確保)、また生活の安全及び向上に関する情報提供、相談その他の支援。
医療機関や福祉サービス事業所からのご相談にも柔軟に対応を進めながら支援を行う。

2. 支援体制（実施体制、相談窓口、連絡先 など）

株式会社ヤマショウを居宅支援相談窓口とし、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者、生活保護受給者、生活の場をもたない方)の賃貸住宅への円滑な入居の促進、病院・各サービス事業所の相談員、役所と連携し住居の確保に務めます

- ・居住支援事業に常勤2名(複数兼務あり)、非常勤配置
- ・勤務体制：平日10:00-19:00

電話及び店頭窓口で受付 TEL:075-693-1117

- ・業務範囲：京都市内全域、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町

3. 業務計画

①入居前

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者、生活保護受給者、生活の場をもたない方)の賃貸住宅への円滑な入居の促進、病院・各サービス事業所の相談員、役所と連携し住居の確保に務めます。
また生活の安全及び向上に関する情報提供、安全な賃貸住宅の紹介、相談支援を行う。
生活保護制度、医療機関、デイケアサービス、地域包括支援センターなどの地域生活に必要な情報の提供もいたします。

②入居後

生活保護受給が相当な場合は役所管轄の福祉事務所への連携、保護の申請補助、役所への同行や、手続きに必要な申請補助その他、必要とされる福祉サービスのご紹介、
また、定期的な訪問(週に1度の清掃業務時、ポストの確認、声掛け、電話連絡、SMSを活用)など安否確認を実施し、安心・安全な地域生活を送っていただけるか、
転宅などが必要な場合は、役所への案内や書類申請の補助、移管手続きの補助を行う。
住宅確保要配慮者の方で就労をご希望される方への就労支援も行う。

③その他

生活の安全及び向上に関する情報提供、安全な賃貸住宅の紹介、相談支援を行う。
生活保護制度、医療機関、デイケアサービス、地域包括支援センターなどの地域生活に必要な情報の提供もいたします。また、他居住支援法人とも物件情報等共有しております。※自社でのセミナー開催等は難しい為、積極的にセミナー等に参加し都度情報の共有をいたします。

4. 連携予定先（居住支援法人、協力店、家賃債務保証業者、社会福祉法人等）

居住支援協議会、京安心すまいセンター、各行政区の生活福祉課、地域包括支援センター、株式会社ランドスタイリング、株式会社リアルスタイル、株式会社ワーカ商店、他

参考様式

債務保証会社：日本セーフティー株式会社、株式会社クレデンス、株式会社 Casa、他)に委託